

令和2年4月1日

各位

ひたちなか市総務部管財課

### 標準約款の改正について

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日より施行されることに伴い、下記の通り工事請負及び設計等業務委託標準約款を改正します。また、これに合わせ、物品（委託、印刷、売買等）約款においても同様の改正を実施します。

### 記

#### 主な改正点

- （1）「瑕疵」が「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）」と文言を改め、その場合の責任として履行の追完請求権と代金の減額請求権を新たに規定。
- （2）発注者、受注者の解除権について、各々催告解除と無催告解除に分けて規定。
- （3）契約不適合責任の担保期間について、木造やコンクリート造等の工作物の材質の違いに応じた担保期間を廃止。

#### 対象となる約款

建設工事等：工事請負約款、設計等業務委託（コンサル）約款  
物品等：業務委託約款、物品売買約款、印刷製本約款

#### 改正日

令和2年4月1日（契約日が令和2年4月1日以降のものに適用）